



三重県公報

令和8年7月28日（火）

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
44	行政窓口の受付時間の整理に伴う関係規則の整備に関する規則	(行財政改革推進課)	2
	企業庁管理規程		
6	企業庁関係三重県情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程	(企 業 庁)	4
	病院事業庁管理規程		
7	病院事業庁関係三重県情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	4
	告 示		
490	政治倫理の確立のための三重県知事の資産等の公開に関する条例施行規則第10条第3項及び第7項の規定に基づく報告書の閲覧に関する要綱の一部を改正する告示	(文書・情報公開課)	5
	訓 令		
5	三重県行政資料の収集管理に関する訓令の一部を改正する訓令	(文書・情報公開課)	5

規 則

行政窓口の受付時間の整理に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

令和八年七月二十八日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県規則第四十四号

行政窓口の受付時間の整理に伴う関係規則の整備に関する規則

(建築士法施行細則の一部改正)

第一条 建築士法施行細則(昭和二十六年三重県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 第二十八条の規定にかかわらず、令和八年八月一日から令和九年三月三十一日までの間においては、閲覧所における建築士名簿等の閲覧時間は、午前九時から午後四時までとするものとする。

(三重県測量業者登録簿閲覧規則の一部改正)

第二条 三重県測量業者登録簿閲覧規則(昭和三十七年三重県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 第二条の規定にかかわらず、令和八年八月一日から令和九年三月三十一日までの間においては、登録簿等の閲覧時間は、午前九時から午後四時までとするものとする。

(三重県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則の一部改正)

第三条 三重県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則(昭和四十年三重県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 第三条の規定にかかわらず、令和八年八月一日から令和九年三月三十一日までの間においては、登録簿等の閲覧時間は、午前九時から午後四時までとするものとする。

(三重県宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第四条 三重県宅地建物取引業法施行細則(昭和四十四年三重県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 第四条第一項の規定にかかわらず、令和八年八月一日から令和九年三月三十一日までの間においては、閲覧所における名簿等の閲覧時間は、午前九時から午後四時までとするものとする。

(都市計画法施行細則の一部改正)

第五条 都市計画法施行細則(昭和四十五年三重県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 第十八条第二項の規定にかかわらず、令和八年八月一日から令和九年三月三十一日までの間においては、開発登録簿の閲覧時間は、午前九時から午後四時までとするものとする。

(建築基準法施行細則の一部改正)

第六条 建築基準法施行細則(昭和四十六年三重県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

6 第十八条第一項の規定にかかわらず、令和八年八月一日から令和九年三月三十一日までの間においては、閲覧所の閲覧時間は、午前九時から午後四時までとするものとする。

(建設業法施行細則の一部改正)

第七条 建設業法施行細則(昭和四十七年三重県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 第三条の規定にかかわらず、令和八年八月一日から令和九年三月三十一日までの間においては、閲覧所の閲覧時間は、午前九時から午後四時までとするものとする。

(貸金業法施行細則の一部改正)

第八条 貸金業法施行細則(昭和五十八年三重県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 第四条第一項の規定にかかわらず、令和八年八月一日から令和九年三月三十一日までの間においては、閲覧所における登録簿の閲覧時間は、午前九時から午後四時まで(正午から午後一時までは除く。)とするものとする。

する。

(三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第九条 三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年三重県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 2 第四条第三項本文の規定にかかわらず、令和八年八月一日から令和九年三月三十一日までの間においては、登録簿の閲覧時間は、午前九時から午後四時までとするものとする。

(浄化槽工事業の登録等に関する規則の一部改正)

第十条 浄化槽工事業の登録等に関する規則(昭和六十年三重県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 2 第二条第三項本文の規定にかかわらず、令和八年八月一日から令和九年三月三十一日までの間においては、登録簿の閲覧時間は、午前九時から午後四時までとするものとする。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

第十一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成四年三重県規則第四十八号の二)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 2 第二条第四項本文の規定にかかわらず、令和八年八月一日から令和九年三月三十一日までの間においては、届出台帳の閲覧時間は、午前九時から午後四時までとするものとする。

(温泉法施行細則の一部改正)

第十二条 温泉法施行細則(平成五年三重県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 4 第七条の五第三項本文の規定にかかわらず、令和八年八月一日から令和九年三月三十一日までの間においては、登録簿の閲覧時間は、午前九時から午後四時までとするものとする。

(不動産特定共同事業法施行細則の一部改正)

第十三条 不動産特定共同事業法施行細則(平成九年三重県規則第一百十号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 2 第二条第三項の規定にかかわらず、令和八年八月一日から令和九年三月三十一日までの間においては、名簿等の閲覧時間は、午前九時から午後四時までとするものとする。

(三重県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第十四条 三重県環境影響評価条例施行規則(平成十一年三重県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(経過措置)

- 9 第八条第二項の規定にかかわらず、令和八年八月一日から令和九年三月三十一日までの間においては、閲覧者は、三重県の休日を定める条例第一条第一項各号に掲げる日以外の日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に閲覧するものとする。

(三重県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面閲覧規則の一部改正)

第十五条 三重県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面閲覧規則(平成十一年三重県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 2 第二条第二項の規定にかかわらず、令和八年八月一日から令和九年三月三十一日までの間においては、閲覧は、三重県総務部内で、同条第一項の閲覧期間のうち三重県の休日を定める条例第一条第一項各号に掲げる日を除き、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に行うものとする。

(三重県情報公開条例施行規則の一部改正)

第十六条 三重県情報公開条例施行規則(平成十二年三重県規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 3 第一条の二第一項の規定にかかわらず、令和八年八月一日から令和九年三月三十一日までの間においては、三重県の休日を定める条例第一条第一項各号に掲げる日以外の日の午前九時から午後四時までの時間に、情報公開制度を所掌する課等において、公文書開示請求書の受付事務その他の別に定める事務を取り扱うものとする。

(解体工事業の登録等に関する規則の一部改正)

第十七条 解体工事業の登録等に関する規則(平成十三年三重県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 2 第四条の規定にかかわらず、令和八年八月一日から令和九年三月三十一日までの間においては、登録簿の閲覧時間は、午前九時から午後四時までとするものとする。

(三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例施行規則の一部改正)

第十八条 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例施行規則(平成二十年三重県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 3 第十八条第三項の規定にかかわらず、令和八年八月一日から令和九年三月三十一日までの間においては、閲覧者は、三重県の休日を定める条例第一条第一項各号に掲げる日以外の日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に、閲覧するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業庁管理規程

企業庁関係三重県情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和八年七月二十八日

三重県企業庁長 生 川 哲 也

三重県企業庁管理規程第六号

企業庁関係三重県情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程

企業庁関係三重県情報公開条例施行規程(平成十二年企業庁管理規程第二十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 3 第一条の二第一項の規定にかかわらず、令和八年八月一日から令和九年三月三十一日までの間においては、三重県の休日を定める条例第一条第一項各号に掲げる日以外の日の午前九時から午後四時までの時間に、公文書開示請求書の受付事務その他の別に定める事務を取り扱うものとする。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

病院事業庁管理規程

病院事業庁関係三重県情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和八年七月二十八日

三重県病院事業庁長 野 口 慎 次

三重県病院事業庁管理規程第七号

病院事業庁関係三重県情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程

病院事業庁関係三重県情報公開条例施行規程(平成十二年三重県病院事業庁管理規程第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 3 第一条の二第一項の規定にかかわらず、令和八年八月一日から令和九年三月三十一日までの間においては、三重県の休日を定める条例第一条第一項各号に掲げる日以外の日の午前九時から午後四時までの時間に、公文書開示請求書の受付事務その他の別に定める事務を取り扱うものとする。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 490 号

政治倫理の確立のための三重県知事の資産等の公開に関する条例施行規則第 10 条第 3 項及び第 7 項の規定に基づく報告書の閲覧に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 8 年 7 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

政治倫理の確立のための三重県知事の資産等の公開に関する条例施行規則第 10 条第 3 項及び第 7 項の規定に基づく報告書の閲覧に関する要綱の一部を改正する告示

政治倫理の確立のための三重県知事の資産等の公開に関する条例施行規則第 10 条第 3 項及び第 7 項の規定に基づく報告書の閲覧に関する要綱（平成 8 年三重県告示第 140 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 2 第 2 条の規定にかかわらず、令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間においては、閲覧時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとするものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

訓 令

三重県訓令第 5 号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県行政資料の収集管理に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 7 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県行政資料の収集管理に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県行政資料の収集管理に関する訓令（昭和 61 年三重県訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 4 第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間においては、文書・情報公開課長は、閲覧を希望する者に、三重県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日及び行政資料の整理をするために要する日以外の日の午前 9 時から午後 4 時までの間に閲覧をさせるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

発 行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
